

★ 社会福祉施設等措置費用徴収規則等の一部を改正する規則（規則第六十三号）（こども
家庭課・健康対策課）

一 改正の要旨

所得税法の一部改正等に伴い、次の規則について必要な改正を行った。

- 1 社会福祉施設等費用徴収規則
- 2 未熟児養育医療費用徴収規則
- 3 児童福祉法施行細則

二 施行期日

平成二十四年六月二十八日